

2022年9月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
株 式 会 社 ボ ル テ ー ジ
代表取締役社長 津 谷 祐 司

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が予断を許さない状況であることを踏まえ、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面による事前の議決権行使をご検討いただき、株主様の健康状態をご考慮の上、ご来場いただきますようお願い申し上げます。議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月21日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、上記をはじめ各種状況に鑑み、本年も株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年9月22日（木曜日）13時（12時30分受付開始） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビススバルビル5階 「EVENT SPACE EBIS303」カンファレンススペースBC ※感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |

3. 目的事項

報告事項

1. 第23期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.voltage.co.jp/>）に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会または会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表を含みます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.voltage.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.voltage.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、持ち直しの動きが見られていません。企業収益は一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善しています。また実質総雇用者所得は、横ばい圏内となっており、消費者マインドは、下げ止まりの兆しがみられています。

当社グループにおきましては、当第2四半期連結会計期間より「日本語女性向け」「英語・アジア女性向け」「男性向け」「電子コミック・コンシューマ」の4区分に変更し、事業を運営しております。

当連結会計年度における売上は、「電子コミック・コンシューマ」が増加したものの、「日本語女性向け」「英語・アジア女性向け」「男性向け」が減少し、5,392,456千円となりました。費用は、電子コミック取次費用や業務委託費用等により外注費の増加があったものの、売上減少による販売手数料の減少や広告宣伝費の減少により、全体として減少しました。その結果、営業損失は362,809千円（前期は営業利益159,001千円）、経常損失は296,607千円（同 経常利益177,890千円）となりました。また連結子会社の清算に伴う関係会社整理損、ソフトウェアや共用資産等の減損損失等による特別損失102,523千円があったことで、親会社株主に帰属する当期純損失は412,172千円（同 親会社株主に帰属する当期純利益163,210千円）となりました。

事業区分別の業績は、以下のとおりであり、当期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しておりますので、前期比較を記載せずに説明しております。

事業区分別の主要なタイトル及びその略称

| 事業区分 | 分類 | 主要タイトル | 略称 |
|-------------------|---------------|--|---|
| 日本語女性向け | 読み物型 (注1) | 100シーンの恋+ | 100恋+ |
| | アバター型 (注2) | 天下統一恋の乱 Love Ballad 誓いのキスは突然に Love Ring 眠らぬ街のシンデレラ 鏡の中のプリンセス Love Palace 新◆王子様のプロポーズ Eternal Kiss 魔界王子と魅惑のナイトメア 幕末維新 天翔ける恋 | 恋乱 誓い シンデ ミラプリ 王子 魔界 幕天 |
| | カード型 (注3) | あやかし恋廻り アニドルカラース | あや恋 アニドル |
| | ファンダム (注4) | ボルSHOP | — |
| 英語・アジア 女性向け | 読み物型 | Love365: Find Your Story (注5) | Love365 |
| | カード型 | Ayakashi: Romance Reborn | Ayakashi |
| 男性向け | カード型 | 六本木サディスティックナイト | 六本木 |
| 電子コミック・ コンシューマ | 電子コミック | ぼるコミ ボル恋comic | — VCレーベル |
| | コンシューマ | Nintendo Switch向け「even if TEMPEST 宵闇にかく語りき魔女」 | — |

1、日本語女性向け

日本語女性向けは、「読み物型」「アバター型」「カード型」「ファンダム」に分類して展開しております。

主に「アバター型」「読み物型」が減少し、売上高は3,457,086千円となりました。

2、英語・アジア女性向け

英語・アジア女性向けは、「Love365」等が該当します。

主に「Love365」の減少及び、Voltage Entertainment USA, Inc. の解散及び清算を決議したことによるタイトル減少により、売上高は828,404千円となりました。

3、男性向け

主に「六本木」が減少したことにより、売上高は915,409千円となりました。

4、電子コミック・コンシューマ

電子コミック・コンシューマは電子コミック（ぼるコミ、VCレーベル）及びコンシューマ（Nintendo Switch向けコンテンツ）が該当します。

主にぼるコミ、Nintendo Switch向けコンテンツが増加したことにより、売上高は191,556千円となりました。

- (注)
1. 読み物型：ストーリーを楽しむことがメインとなるタイプのアプリ。
 2. アバター型：ストーリーをメインに、アバターなどのゲーム性を組み合わせたタイプのアプリ。
 3. カード型：カードの収集・育成要素を持つタイプのアプリ。
 4. ファンダム：作品へのポジティブな深い感情的なつながりから生まれたファン文化。当社グループのタイトルを消費するだけでなく、共感・応援するファン集団を指す。
 5. Love365: Find Your Story：日本語女性向けタイトルを翻訳した海外市場向けコンテンツであり、1つのアプリ内で複数のタイトルが楽しめる「読み物アプリ」。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は64,788千円であります。これは主に、PC等の購入22,169千円、並びにソフトウェアの購入及びコンテンツシステム開発34,302千円によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として60,000千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第20期 (2019年6月期) | 第21期 (2020年6月期) | 第22期 (2021年6月期) | 第23期 (当連結会計年度) (2022年6月期) |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 7,119,560 | 6,587,274 | 6,902,723 | 5,392,456 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は当 期純損失(△) | △355,988 | △160,746 | 163,210 | △412,172 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円) | △69.26 | △28.62 | 25.48 | △64.18 |
| 総 資 産 (千円) | 2,783,645 | 3,004,251 | 3,513,192 | 3,060,026 |
| 純 資 産 (千円) | 2,004,933 | 2,285,012 | 2,637,847 | 2,189,763 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 389.91 | 376.91 | 409.69 | 339.92 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第20期 (2019年6月期) | 第21期 (2020年6月期) | 第22期 (2021年6月期) | 第23期 (当事業年度) (2022年6月期) |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 6,352,229 | 5,820,066 | 6,364,780 | 5,156,736 |
| 当期純利益又は当期 純損失(△) | △373,228 | △206,569 | 239,593 | △372,971 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円) | △72.61 | △36.78 | 37.40 | △58.08 |
| 総 資 産 (千円) | 2,669,441 | 2,837,202 | 3,437,163 | 3,057,964 |
| 純 資 産 (千円) | 1,949,359 | 2,183,825 | 2,609,953 | 2,188,215 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 379.10 | 360.16 | 405.35 | 339.68 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|---------|---------|---------------------------|
| 株式会社ボルテージVR | 3,000万円 | 100.0% | VR・AR・AI技術を用いたモバイルコンテンツ事業 |
| 株式会社ボルピクチャーズ | 3,000万円 | 100.0% | 映像コンテンツの企画・製作・販売 |

(注) 連結子会社Voltage Entertainment USA, Inc. は、2022年3月31日付で解散し、米国の諸法制に従って必要な手続きを進めております。それが完了次第、清算終了となる予定であります。(2022年中を予定)

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

【事業多角化、IP創出】

① 事業多角化のための「投資サイクル」推進

当社グループは、物語アプリ事業単体による成長期から事業多角化フェーズに移りつつあります。多角化の成功には、既存事業に対し一定比率で新規事業への投資を行い、複数プロジェクトを走らせながら一定期間内の結果によって継続・淘汰を繰り返す「投資サイクル」が効果的であると考えています。既存事業と新規事業のバランスを取ることで、収益確保しながらの成長を実現すべく投資サイクルを廻してまいります。

② 「ヒットIP」の連続創出

当社グループは、さらなる事業拡大のためには、魅力的なオリジナルコンテンツ（ヒットIP）の連続創出が不可欠であると考えます。市場環境の変化を鑑み、既存事業である物語アプリ発に限らず、電子コミック・コンシューマといった新分野発でのヒットIP創出にも注力してまいります。

③ 組織体制の進化

当社グループは、事業多角化にあたり、多様なターゲット層やコンテンツ制作販売ノウハウに対応していく必要があると認識しております。この対応には、特定の専門ノウハウをもつ事業部を複数育成していくことが効果的であると考えます。緩やかな連合体として、グループ体制を進化させてまいります。

【個別事業の改善】

④ コンテンツラインナップの充実

当社グループは、ターゲット層に向けた魅力的なコンテンツの提供を継続していくことが、事業の成長につながると考えております。このため、ターゲット層のニーズを汲み取った新規コンテンツの投入、既存コンテンツへのストーリー及び機能の追加・改善を行うことが重要な課題であります。「恋愛と戦いのドラマ」という当社グループのコンテンツテーマの下、ターゲット層を年齢や嗜好等でセグメント分けし、各層の興味や葛藤等に対応した魅力あるコンテンツを提供することで、コンテンツラインナップの充実を図ってまいります。

⑤ ユーザー獲得の強化

当社グループは、提供するコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。ユーザー獲得のため、モバイル広告、SNS等への積極的な広告露出、当社グループのコンテンツ間の誘導施策を継続的に行っております。今後も引き続き、当社グループのコンテンツの未利用ユーザーに向けた積極的な広告宣伝活動を展開するとともに、当社グループのコンテンツ間での誘導施策を強化し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

⑥ 適正な配信プラットフォームの選択

当社グループは、コンテンツをターゲット層に届けるためのプラットフォームを適正に選択することが、事業の安定的な成長につながると考えております。昨今、モバイル業界では、端末、OS、プラットフォーム、課金システム等の分野で多数の事業者が世界規模の競争を行っており、著しい環境変化を引き起こしております。これに従い、ターゲット層のメディア利用状況も刻々と変化しています。当社グループは、この変化に的確に対応し、ビジネス効率を最大化すべく、適正な配信プラットフォームの選択に努めてまいります。

ます。

⑦ 新分野の制作販売ノウハウの獲得

当社グループは、電子コミック・コンシューマといった新分野事業の拡大を図っています。それには、当社の強みである物語開発ノウハウを応用することに加え、新分野における専門的な制作、販売ノウハウを獲得する必要があると考えております。各事業部での試行錯誤により、新分野ならではのノウハウを蓄積してまいります。

【基礎体力の強化】

⑧ システム技術・インフラの強化

当社グループは、他社のサーバー等に関するサービスを機動的に利用しながら、システム開発及びサーバー構築・保守を行っております。当社グループのモバイルコンテンツは、スマートフォン等のモバイル端末を通じたインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働、及びモバイル端末の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対して、当社グループはサーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤の強化を進めるとともに、システム開発につきましても、開発プログラムのユニット化や標準化を進めることで生産性を向上させ、技術革新にも迅速に対応できる体制作りを努めてまいります。

⑨ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保、及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、新卒採用を中心に行っており、必要に応じて中途採用も実施し、当社グループの求める資質を兼ね備えつつ、当社グループの企業風土にあった人材の登用に努めてまいります。同時に、従業員の入社年数等の段階にあわせた研修プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキルの向上を促します。また、組織体制につきましても、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう、計数指標管理に基づいた組織マネジメントを図ってまいります。

⑩ 自然災害、感染症等への対応

近年、台風などの自然災害や、感染症の流行が世界規模で発生しております。各種の緊急事態が起きた場合において、迅速かつ適切な対応を図ることで被害・損失や重要業務への影響を最小限に抑えるとともに、早期復旧により事業活動が継続できるよう、危機管理体制の強化を推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループは、スマートフォン等のインターネットに接続可能なモバイル端末の利用者を対象とした「ボル恋」等のモバイルコンテンツの企画・制作・開発・運営を行っております。当社グループは、モバイルコンテンツ事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する事業区分別の主要なタイトル及びその略称は、P4に記載の通りであります。

(6) 主要な営業所 (2022年6月30日現在)

① 当社の主要な営業所

| | |
|---------|---------|
| 本 社 | 東京都渋谷区 |
| 開 発 拠 点 | 愛知県名古屋市 |

② 子会社

| | |
|--------------|--------|
| 株式会社ボルテージVR | 東京都渋谷区 |
| 株式会社ボルピクチャーズ | 東京都渋谷区 |

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| | |
|------------|-------------|
| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 211名 (46名) | 27名減 (6名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、派遣社員等を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| | | | |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
| 211名 (46名) | 0名 (6名減) | 31.6歳 | 6.3年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、派遣社員等を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

| | |
|-------------|--------|
| 借 入 先 | 借 入 額 |
| 株式会社りそな銀行 | 113百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 30百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,120,000株
- ② 発行済株式の総数 6,513,675株 (自己株式91,581株を含む)
- ③ 株主数 7,980名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|----------|---------|
| 津 谷 祐 司 | 667,800株 | 10.40% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 572,600株 | 8.92% |
| 株式会社サードストリート | 460,000株 | 7.16% |
| 津 谷 奈 々 子 | 368,200株 | 5.73% |
| 特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行 | 200,000株 | 3.11% |
| THE BANK OF NEW YORK K M E L L O N 1 4 0 0 4 0 | 107,100株 | 1.67% |
| 幸 泉 勝 | 80,000株 | 1.25% |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 79,456株 | 1.24% |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 | 61,600株 | 0.96% |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 60,600株 | 0.94% |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式91,581株があります。
2. 持株比率は自己株式 (91,581株) を控除して計算しております。
3. 第1位の津谷祐司氏及び第4位の津谷奈々子氏は、第3位の株式会社サードストリート及び第5位の特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行の所有株式を実質的に所有しております。
4. 第5位の特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行の所有株式は、第3位の株式会社サードストリートが所有していた当社株式を株式会社SMB C信託銀行に信託したもので、議決権は株式会社サードストリートに留保されております。なお、当該信託契約は2022年7月5日付で解消され、株式会社サードストリートの所有株式は660,000株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | | |
|------------------------|-----------------------------------|---|--|
| 発行決議日 | 2019年12月5日開催の取締役会決議に基づく第6回新株予約権 | 2019年12月5日開催の取締役会決議に基づく第7回新株予約権 | |
| 新株予約権の数 | 2,500個 | 1,345個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 134,500株 (新株予約権1個につき100株) | |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり2,000円 | 新株予約権1個当たり1,300円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり 679円 | 1株当たり 532円 | |
| 権利行使期間 | 2019年12月23日から 2029年12月22日まで | 2021年10月1日から 2029年12月22日まで | |
| 行使の条件 | (注1) | (注2) | |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数： 2,500個 目的となる株式数： 250,000株 保有者数： 2人 | 新株予約権の数： 420個 目的となる株式数： 42,000株 保有者数： 5人 |
| | 監査等委員 | 新株予約権の数： 0個 目的となる株式数： 0株 保有者数： 0人 | 新株予約権の数： 300個 目的となる株式数： 30,000株 保有者数： 3人 |

(注) 1. ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 2. ① 新株予約権者は、2021年6月期から2023年6月期までの3事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）に記載される、いずれかの事業年度で売上高が11,219百万円（当社の連結売上高における過去最高額）を超過した場合に限り、当該売上高が当該水準を最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日（以下、「行使開始日」とい

う。)から、各新株予約権者に付与された新株予約権の50%を限度として行使することができる。また、行使開始日から1年が経過した日の翌日以降、全ての新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | | |
|------------------------|--|-----------------------------|--------|
| 発行決議日 | 2021年9月24日開催の取締役会決議に基づく 第9回新株予約権 | | |
| 新株予約権の数 | 122個 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 | 12,200株 (新株予約権1個につき100株) | |
| 新株予約権の払込金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・2022年10月28日より行使可能となる3分の1については、新株予約権1個当たり44,900円 ・2023年10月28日より行使可能となる3分の1については、新株予約権1個当たり44,100円 ・2024年10月28日より行使可能となる3分の1については、新株予約権1個当たり43,300円 | | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個あたり | 1円 (1株あたり100円) | |
| 権利行使期間 | 2022年10月28日から 2025年10月27日まで | | |
| 行使の条件 | (注) | | |
| 使用人等への 交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数： | 47個 |
| | | 目的となる株式数： | 4,700株 |
| | | 保有者数： | 9人 |
| | 子会社の役員 及び使用人 | 新株予約権の数： | 5個 |
| 目的となる株式数： | | 500株 | |
| 保有者数： | | 1人 | |

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は、必要と認める調整を行うものとする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額に、付与株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件は以下のものとする。
- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものといたします。）を上回らないことを条件とする。
- 割当日より1年を経過した日以降2年を経過する日まで 3分の1
- 割当日より2年を経過した日以降3年を経過する日まで 3分の2
- 割当日より3年を経過した日以降本新株予約権の満期日まで 3分の3
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における

発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月28日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から2025年10月27日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

③ その他新株予約権等の状況

2021年9月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第9回新株予約権については、全ての権利付与者から保有する全権利を放棄する旨の申出があり、当社はこれを受理し、放棄された全権利を2021年12月23日付で無償で取得し、消却しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年 6 月 30日 現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 津 谷 祐 司 | 株式会社ボルテージVR取締役 株式会社ボルピクチャーズ取締役 |
| 取締役副社長 | 東 奈 々 子 | 株式会社ボルテージVR取締役 株式会社ボルピクチャーズ取締役 |
| 取 締 役 | 松 永 浩 | 総務IT本部管轄 |
| 取 締 役 | 加 藤 慶 太 | V 4 事業部 V社長 V 5 事業部 管轄 マーケティング本部 管轄 |
| 取 締 役 | 玉 井 謙 介 | 株式会社ボルテージVR代表取締役社長 開発共通本部長 V 6 事業部 管轄 |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 若 林 信 正 | 株式会社ボルテージVR監査役 株式会社ボルピクチャーズ監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 山 路 輝 久 | |
| 取締役（監査等委員） | 井 口 敬 三 | |

- (注) 1. 取締役東奈々子氏の戸籍上の氏名は、津谷奈々子であります。
2. 2021年9月24日開催の第22期定時株主総会において、新たに加藤慶太氏及び玉井謙介氏は、取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏は、社外取締役であります。
4. 各取締役（監査等委員）は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員・常勤）若林信正氏は、大企業における取締役及び監査役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）山路輝久氏は、大企業における監査役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）井口敬三氏は、大企業における取締役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために若林信正氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役（監査等委員 を除く） （内、社外取締役） | 58,633 (—) | 58,633 (—) | — (—) | — (—) | 5 (0) |
| 取締役（監査等委員） （内、社外取締役） | 11,443 (11,443) | 11,443 (11,443) | — (—) | — (—) | 3 (3) |
| 合 計 （内、社外役員） | 70,076 (11,443) | 70,076 (11,443) | — (—) | — (—) | 8 (3) |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役会は、代表取締役社長 津谷祐司に対し各取締役の個人別の報酬の決定にかかる全権限を委任しております。その理由は会社業績、各事業部・管轄部門の事業成績や貢献度、取締役個人の貢献度等を勘案して評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 役員の報酬等に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その方針は以下の通りです。

イ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の監査等委員を除く取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、業績と企業価値の継続的な向上を目的として、各取締役の職責及び貢献に見合った報酬体系としております。具体的には、監査等委員を除く取締役の報酬は、原則として固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、その他、会社業績等に応じて、非金銭報酬等や決算賞与を支給いたします。監査等委員である取締役の報酬は、その職務の独立性という観点から、原則として基本報酬のみで構成される固定報酬を支給しておりますが、会社業績等に応じて、非金銭報酬等を支給いたします。その固定報酬の額は、常勤・非常勤等を勘案のうえ、監査等委員の協議により決定いたします。

ロ. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、事業年度ごとに、役位、職責、在籍年数、及び、他社水準、会社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して適切な額を決定いたします。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針

監査等委員を除く取締役においては、固定報酬の一部としての業績連動報酬等として、各事業年度の連結売上高及び営業利益の目標値に対する達成率及び前期実績比率に応じて算出された額を支給します。管轄または担当する事業部や管轄部門がある場合には、当該事業部や管轄部門の事業成績や貢献度も同様に考慮します。

なお、固定報酬とは別に、会社業績が著しく好調である場合に限り、業績に応じた決算賞与を支給いたします。

ニ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬としてストックオプション制度を導入しております。その報酬額等については、ストックオプションの回次別に、付与時点における会社業績、職責等に応じて都度決定します。

ホ. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬である業績連動報酬は、基本報酬に対して0%から100%の割合といたします。また、非金銭報酬等としてストックオプション制度を導入しており、その報酬額等を決定する際には、固定報酬の額に対する割合も考慮いたします。

ヘ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、月例の支給といたします。また、決算賞与を支給する場合には、事業年度終了後1ヶ月以内に年1回支給いたします。非金銭報酬等は、ストックオプション制度を導入しております。その支給の時期や条件等については、ストックオプションの回次別に、付与時点における会社業績、職責等に応じて都度決定します。

ト. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 津谷祐司であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、決定する全権限を有しております。

チ. 報酬についての株主総会決議に関する事項

基本報酬の限度額は、2017年9月28日開催の第18期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額350百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役については年額20百万円以内となっております。その支給対象となる人数は、2017年9月28日時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役3名であります。なお、2021年9月24日時点における支給対象は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役3名であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）若林信正氏は、当社の100%出資子会社である、株式会社ボルテージVR及び株式会社ボルピクチャーズの監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------------|------|--|
| 取締役 (監査等委員) | 若林信正 | 当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に企業において長年に亘り取締役及び監査役を歴任した経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な観点から発言及び助言を行っております。また、当事業年度に開催された重要な経営会議に定期的に出席しており、経営全般の監視を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 山路輝久 | 当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に企業において監査役として活動した経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な観点から発言及び助言を行っております。また、当事業年度に開催された重要な経営会議に定期的に出席しており、経営全般の監視を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 井口敬三 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に企業において取締役として活動した経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な観点から発言及び助言を行っております。また、当事業年度に開催された重要な経営会議に定期的に出席しており、経営全般の監視を行っております。 |

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑥ 独立役員に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑦ 役員等の役員等賠償責任保険（D&O保険）に関する事項

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び子会社役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を追うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 34,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社と異なる会計監査人及び当社が監査を受けている会計監査人と同一のネットワークに属する組織以外から監査を受けている当社の重要な子会社はありません。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備いわゆる「内部統制システムの整備」を多年度に亘り継続的に取り組みを行っております。

毎事業年度に内部統制に係る評価計画を立案し、その評価計画を基に、整備評価、運用評価、最終評価の3段階に分け、各プロセスに係る担当責任者及び担当者が行った運用状況のモニタリングを、専任の内部監査室が検証、確認を行っております。

その進捗状況及び評価において、内部統制システムの運用上見出された問題点については、是正・改善並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を確認し、毎月取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用を実施しております。

2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度におきましては、コンプライアンスに対する基本的考えである法令遵守規程を当社の経営体制、海外事業展開等を鑑み、社内グループウェアを通じて全従業員に周知しております。また、新規入社者に対しては入社時研修を都度実施することにより全従業員への徹底を実施しております。

運用面では、基幹システムの運用データを取得し、適時・適切にモニタリングをすることで、適切な運用を実施しております。

以上のことから、第23期事業年度における内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に期待する行動指針の一つとして「法令遵守規程（コンプライアンス・マニュアル）」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。

コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長直轄の内部監査室を責任部署とする。内部監査室は、内部監査担当部署として、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。また、企業倫理及び法令遵守に関する社内研修を人事部と連携して実施する。

但し、個人情報保護に関しては、個人情報取扱事業者である当社にとって重要度が高いため、個人情報保護管理者を委員長とする「Pマーク委員

会」の専管事項とする。

当社は、コンプライアンス上疑義のある行為等について内部監査室または社外の弁護士に相談、報告を行う「内部通報制度規程」を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、総務部にて情報の内容に応じて保存・管理する。総務部は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員が出席する経営会議において行う。

全社的なリスク管理体制の整備については、総務部を責任部署として推進する。但し、個人情報管理については「Pマーク委員会」において体制の整備を維持する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会の決定に基づき役員会等を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理に関しては、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行する。また、社内規程などに変更が発生した場合、社内グループウェアにより情報を入手しなければならない。

職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社における内部統制については、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し、総務IT本部等関係部署はこれを横断的に推進し管理する。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の収集、報告書類の保存及び管理については、総務部が行う。また、総務部は当社取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

子会社の経営上のリスクの分析及び対策の検討、及び不測の事態が発生した場合への対応は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が出席する経営会議にて行う。

⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、毎月子会社からの業績報告事項等を基に、社内規程で定められた決裁権限に従って子会社取締役の執行の状況が効率的に行われているかを監督、指導する。

⑩ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人は、子会社の社内規程等で定められた範囲において、忠実に職務を執行するよう努める。当社の取締役会は、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況が、適切に行われているかを監督、指導する。

⑪ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現状は監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置していないが、将来的に監査等委員会が配置を求めた場合には、監査等委員会を補助すべき使用人を置くことができる。その場合、当該補助使用人は監査等委員会が指示した業務については、監査等委員以外の者からの指揮命令を受けず遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

⑫ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を管轄する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その管轄する業務の執行状況を報告する。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、「内部通報制度規程」等を利用し、内部監査室を通じて遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し報告を求めることができる。

⑬ 子会社の取締役、業務を執行する使用人、これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、業務を執行する使用人等は、重大な法令違反、不正な行為等の事実を知ったときは、遅滞なく当社総務部に報告し、総務部は、監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会は必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

⑭ 前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人から得た情報について、原則として、第三者に対する報告義務を負わない。

また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができる。

⑮ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に係る事項

当社は監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは、支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

⑪ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

社内体制として、総務部を反社会的勢力対応部署とし、警察等の外部機関と連携をとりつつ対応する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社配当の基本方針は、当社が将来行う事業拡張や体質強化のための内部留保の確保と、株主への利益還元のバランスを図っていくこととしております。具体的には、配当性向を考慮しつつ、配当金額の長期安定性も重視し、配当金を決定いたします。

当期につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を412百万円計上する大変厳しい結果となり、誠に遺憾ではございますが、剰余金の配当を無配とさせていただくことといたしました。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、復配に向けて業績回復に尽力してまいりますので、引き続きご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|------------------|----------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 2,289,729 | 流 動 負 債 | 757,470 |
| 現金及び預金 | 1,473,158 | 買掛金 | 144,646 |
| 売掛金 | 591,043 | 未払金 | 3,741 |
| 前払費用 | 25,528 | 未払費用 | 309,857 |
| 預け金 | 116,890 | 契約負債 | 206,867 |
| その他 | 83,176 | 未払法人税等 | 6,065 |
| 貸倒引当金 | △68 | 預り金 | 38,854 |
| 固 定 資 産 | 770,297 | 短期借入金 | 30,000 |
| 有形固定資産 | 20,489 | 1年内返済予定の 長期借入金 | 3,996 |
| 建物 | 4,633 | その他 | 13,442 |
| 工具器具及び備品 | 15,855 | 固 定 負 債 | 112,792 |
| 無形固定資産 | 47,714 | 長期借入金 | 109,677 |
| ソフトウェア | 45,634 | 繰延税金負債 | 3,115 |
| コンテンツ | 2,079 | 負 債 合 計 | 870,263 |
| 投資その他の資産 | 702,094 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資有価証券 | 321,884 | 株 主 資 本 | 2,147,988 |
| 長期前払費用 | 350 | 資本金 | 1,250,714 |
| 投資不動産 | 156,620 | 資本剰余金 | 1,216,314 |
| 敷金 | 63,148 | 利益剰余金 | △218,818 |
| 差入保証金 | 160,091 | 自己株式 | △100,222 |
| 資 産 合 計 | 3,060,026 | その他の包括利益累計額 | 35,026 |
| | | その他有価証券評価 差額金 | 7,057 |
| | | 為替換算調整勘定 | 27,968 |
| | | 新 株 予 約 権 | 6,748 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,189,763 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,060,026 |

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高 | | 5,392,456 |
| 売 上 原 価 | | 2,245,923 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,146,533 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,509,342 |
| 営 業 損 失 | | △362,809 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 2,525 | |
| 受 取 配 当 金 | 544 | |
| 為 替 差 益 | 54,175 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 533 | |
| 不 動 産 賃 貸 料 | 8,733 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2,687 | |
| 雑 収 入 | 2,403 | 71,603 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,258 | |
| 不 動 産 賃 貸 費 用 | 4,022 | |
| 雑 損 失 | 120 | 5,401 |
| 経 常 損 失 | | △296,607 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 15,644 | |
| 関 係 会 社 整 理 損 | 86,878 | 102,523 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | | △399,130 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,540 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 9,501 | 13,042 |
| 当 期 純 損 失 | | △412,172 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | | △412,172 |

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 2,266,916 | 流 動 負 債 | 756,956 |
| 現金及び預金 | 1,447,387 | 買掛金 | 144,756 |
| 売掛金 | 591,164 | 未払金 | 3,741 |
| 前払費用 | 25,528 | 未払費用 | 309,123 |
| 預け金 | 116,890 | 契約負債 | 206,867 |
| その他 | 88,013 | 未払法人税等 | 6,175 |
| 貸倒引当金 | △2,068 | 預り金 | 38,854 |
| 固 定 資 産 | 791,048 | 短期借入金 | 30,000 |
| 有形固定資産 | 20,489 | 1年内返済予定の 長期借入金 | 3,996 |
| 建物 | 4,633 | その他 | 13,442 |
| 工具器具及び備品 | 15,855 | 固 定 負 債 | 112,792 |
| 無形固定資産 | 47,714 | 長期借入金 | 109,677 |
| ソフトウェア | 45,634 | 繰延税金負債 | 3,115 |
| コンテンツ | 2,079 | 負 債 合 計 | 869,748 |
| 投資その他の資産 | 722,845 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資有価証券 | 321,884 | 株 主 資 本 | 2,174,409 |
| 関係会社株式 | 20,751 | 資 本 金 | 1,250,714 |
| 長期前払費用 | 350 | 資 本 剰 余 金 | 1,216,314 |
| 投資不動産 | 156,620 | 資 本 準 備 金 | 1,216,314 |
| 敷金 | 63,148 | 利 益 剰 余 金 | △192,397 |
| 差入保証金 | 160,091 | その他利益剰余金 | △192,397 |
| 資 産 合 計 | 3,057,964 | 繰越利益剰余金 | △192,397 |
| | | 自 己 株 式 | △100,222 |
| | | 評価・換算差額等 | 7,057 |
| | | その他有価証券評価 差 額 金 | 7,057 |
| | | 新 株 予 約 権 | 6,748 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,188,215 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,057,964 |

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 5,156,736 |
| 売 上 原 価 | | 2,094,087 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,062,649 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,371,019 |
| 営 業 損 失 | | △308,370 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 2,583 | |
| 受 取 配 当 金 | 544 | |
| 為 替 差 益 | 52,759 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 533 | |
| 不 動 産 賃 貸 料 | 8,733 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2,000 | |
| 雑 収 入 | 1,951 | 69,106 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,258 | |
| 不 動 産 賃 貸 費 用 | 4,022 | |
| 雑 損 失 | 120 | 5,401 |
| 経 常 損 失 | | △244,665 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 115,538 | 115,538 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | △360,203 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,267 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 9,501 | 12,768 |
| 当 期 純 損 失 | | △372,971 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

株式会社ボルテージ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木直幸 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 宍戸賢市 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ボルテージの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ボルテージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

株式会社ボルテージ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木直幸 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 宍戸賢市 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ボルテージの2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議等に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月22日

株式会社ボルテージ 監査等委員会

常勤監査等委員 若林信正 ⑩

監査等委員 山路輝久 ⑩

監査等委員 井口敬三 ⑩

(注)常勤監査等委員若林信正並びに監査等委員山路輝久及び井口敬三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|-------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p><削除></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p data-bbox="411 248 571 286"><新 設></p> <p data-bbox="411 1014 571 1052"><新 設></p> | <p data-bbox="834 248 1106 286"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="815 300 1396 539">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="919 555 1396 898">②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="834 965 946 1003"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="815 1016 1396 1104"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="815 1120 1396 1413">第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="919 1476 1396 1769">②本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|------------|
| 1 | つたに ゆうじ 津谷 祐司 (1963年3月10日) | 1985年4月 株式会社博報堂入社 1999年9月 当社設立 代表取締役社長 2013年9月 当社取締役会長 2014年9月 当社代表取締役会長 2016年7月 当社代表取締役会長兼社長 2020年9月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ボルピクチャーズ取締役 | 667,800株 |
| 2 | ひがし ななこ 東 奈々子 (1969年6月21日) | 1992年4月 株式会社博報堂入社 2000年4月 当社取締役 2007年10月 当社取締役副社長 2013年9月 当社取締役副会長 2020年9月 当社取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ボルピクチャーズ取締役 | 368,200株 |
| 3 | まつ なが ひろし 松 永 浩 (1969年6月5日) | 1990年4月 株式会社情報開発センター入社 2002年1月 当社入社 2005年9月 当社取締役（現任） (担当) 総務IT本部管轄 | 30,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|---------------------------------|---|----------------|
| 4 | かとうけいた 加藤慶太 (1979年8月14日) | 2007年4月 当社入社 2012年1月 株式会社タイトー 入社 2013年8月 当社入社 2014年7月 当社執行役員 2021年9月 当社取締役(現任) (担当) V4事業部 V社長 V3・V5事業部 管轄 マーケティング本部 管轄 | 一株 |
| 5 | たまいけんすけ 玉井謙介 (1981年9月29日) | 2005年9月 株式会社インプレス入社 2008年8月 当社入社 2013年10月 当社執行役員 2021年9月 当社取締役(現任) (担当) 開発共通本部長 V6事業部 管轄 | 3,300株 |

- (注) 1. 各候補者と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者東奈々子氏の戸籍上の氏名は、津谷奈々子であります。
3. 取締役候補者津谷祐司氏及び東奈々子氏は、当社を設立以来、優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大を牽引してまいりました。また、日本及び米国での事業立ち上げに携わり、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。今後も、業務執行の統括・指揮にその能力・経験を活かすことができるものと判断し、取締役候補者といたしました。
4. 取締役候補者松永浩氏、加藤慶太氏及び玉井謙介氏は、取締役として経営全般に携わっており、当社グループ事業に関する豊富な経験と知見を活かして当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後も、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

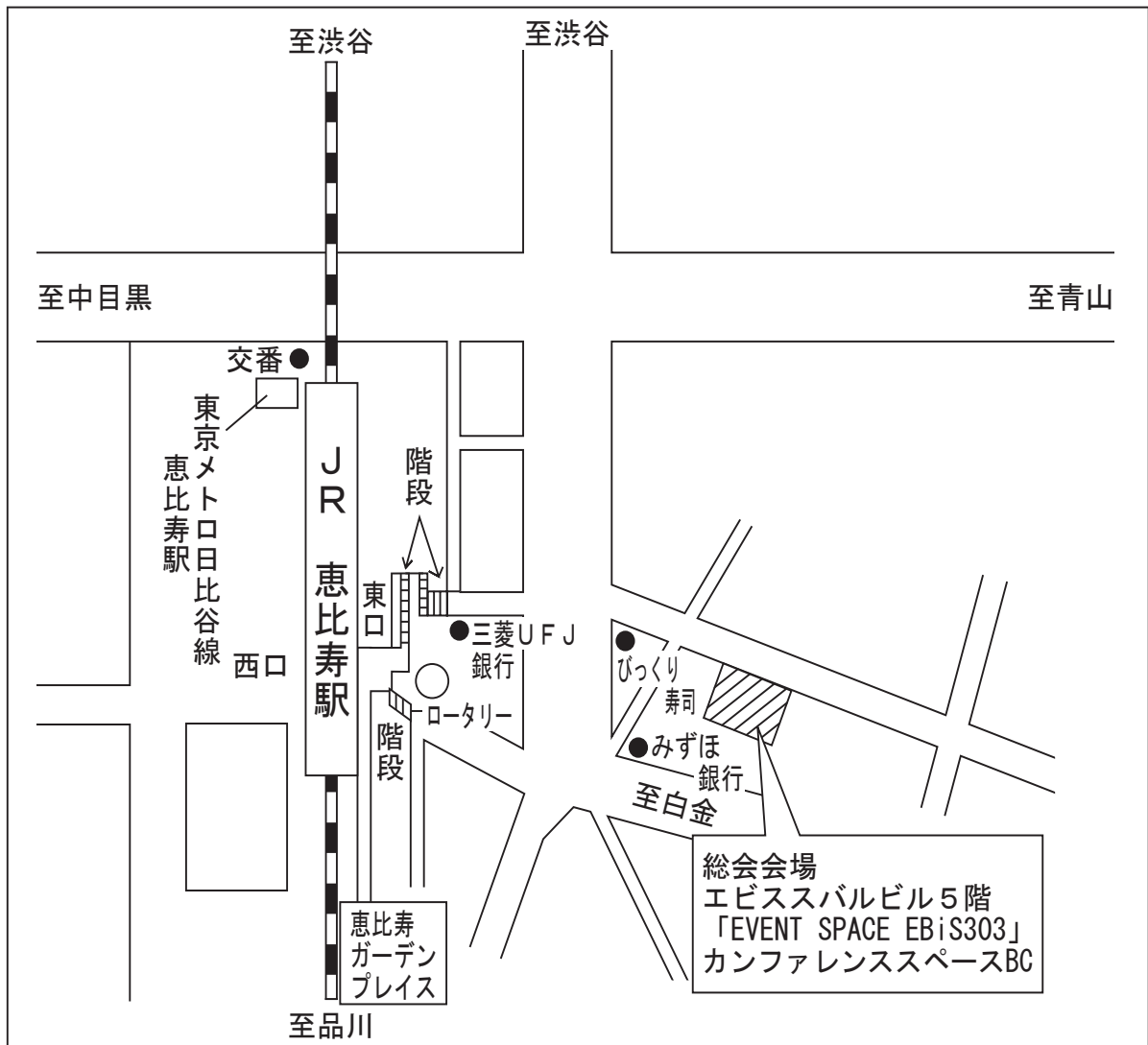
.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階「EVENT SPACE EBiS303」
カンファレンススペースBC
電話 0120-303-557 (フリーダイヤル)



JR山手線・埼京線 恵比寿駅東口より徒歩約5分
東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口より徒歩約5分